

2008年は、国家知的財産権戦略が実施された元年で、中国知的財産権事業が科学発展の新段階に入っていることを示す。2008年に発表・実施された「国家知的財産権戦略綱要」は、中国知的財産権戦略が国家の重要な発展戦略となっていることを表明した。「国家知的財産権戦略綱要」は、知的財産権事業の発展を導く鮮明な指揮旗を掲げ、知的財産権事業を戦略上の重要性を高め、知的財産権事業の発展に欠かせない機会を提供した。2008年において、知的財産権に関わる各種業務は顕著な実績をあげた。これから、特許及び模倣品に関する業務について以下の通りにまとめる。

特許法律法規の体系構築の重要な成果

「中華人民共和国特許法の改正に関する決定」は、2008年12月27日に開かれた第11期全国人大常委第6次会议により採択され、特許法の第3回改正作業は円満な完成を迎えた。改正後の特許法は2009年10月1日から施行される。現行中国特許法は1985年4月1日から実施されているが、かつて1992年と2000年の2回に分けて大規模の改正を経ている。同改正(2回)において、主に国際承諾の履行と国際規則との噛み合を重要視したことに対し、今回の特許法の改正は、中国経済社会の発展が直面する実際問題を解決するために行われており、より全面的に国内外の特許権者の利益を保護すると同時に、公衆利益のバランスにも配慮している。今回改正された条項はそれほど多くはないが、全体からみれば、発明を奨励し、保護を強化することが始終一貫されている。

2008年9月、特許法実施条例改正草案(意見募集稿)は公表され、更に補足・改善が行われているところである。「特許弁理士資格試験実験方法」等の規範性文献も改正・改善を経て発布・実施され、弁理士資格試験の順調な実施を有効的に保証した。

特許出願の受理と審査業務の新たな進展

2008年、国家知識産権局は合計82万8,328件の3種類(発明、実用新案、意匠)の特許出願を受理した。その内、発明特許の出願28万9,838件、実用新案特許の出願22万5,586件、意匠特許の出願31万2,904件である。3種類の特許出願件数の前年度同期比はそれぞれ18.2%、24.4%、17%ほど伸びた。PCT国際出願件数は、引き続き大幅に増加する勢いを保っており、2008年度に受理された出願件数は合計6,356件で、同期比は17.7%である。2008年末まで、国家知識産権局が受理した3種類の特許出願累計件数は485万3,506件である。

2008年、発明、実用新案、意匠の3種類の特許出願の終結量は引き続き増加。不服審判・無効審決請求事件の終結量も引き続き同期請求量を越え、特許審査授權能力も更に高まり、年間審査目標を超えて完成した。また、終結された発明の出願は14万6,786件で、同期比は46.4%である。終結された実用新案と意匠の出願はそれぞれ20万4,741件と21万5,993件で、同期比はそれぞれ9.4%と15.2%である。結審された不服審判と無効審判請求事件は6,594件で、同期比は9.2%である。

特許情報化作業が得た顕著な成果

「中国特許電子審査授權システム」は、2008年12月29日から全面的な試験段階に入られ、他の付属プロジェクトの構築も順調に進行されている。「中国特許検索及びサービスシステム」の進展も順調である。「中英機械翻訳システム」、「図形図像による外観検索システム」も既に完成し使用されている。中国特許検索システムに用いる機械室等の基礎建設も予定通りに完成された。国家知識産権局の情報資源に対し、整理・統合・加工を行い、37ヶ国及び地区の知的財産権機関と文献交換を行った。12項の標準制定及び改正作業も完成された。全国38ヶ所の地方特許情報ステーションのために全分野特許データベースを整

備し、コード化された中国特許全文データと統一された特許情報サービス用ハードウェア及び設備を提供した。したがって、政府を主導とする公共特許情報サービス体系が初歩的に形成されたのである。

各種侵害海賊品の取締業務が得た顕著な成果

3月から11月にかけて、国家知的産権局は、全国で「雷雨」、「天網」知的財産権保護特別行動を実施し、「雷雨」、「天網」特許保護特別行動を開始することを決める通達を公表した。「雷雨行動」の主要任務は知的財産権の侵害・偽称行為への取り締り、特に悪意のある侵害行為の繰り返し、他人特許の偽称、嚴重な偽称行為を取り締ることであり、「天網行動」の主要任務は特許に関わる詐欺行為を取り締ることである。

全国「反ポルノ反非行」弁公室、公安部、鉄道部、税関総署、国家工商総局、新聞出版総署、文化部、中国民用航空局等の主要職能部門の連携を通じて、全国での侵害海賊品の取り締り行動は顕著な効果を取得した。全国範囲で、侵害海賊版、不法新聞・雑誌等の不法出版活動の発生率は同期に比べて少なくなっている2008年、全国において、合計7,605.5万件の海賊版出版物を押収し、合計12,490件の侵害・海賊版出版物事件を取り締った。押収された海賊版出版物の中で、海賊版録音録画製品5,679.5万件、海賊版図書1,309.4万件、海賊版教科書335.1万件、海賊版ソフトと電子出版物281.5万件である。

各地方工商局は、登録商標専用権の保護を重点にして、絶え間なく偽製品の製造・販売、著名商標と周知商標の不法侵害行為に対し、強力な取り締りを強化し、有効的に商標偽称行為と侵害行為を抑制した。またコンピュータセンター、食品センター、家具センター、皮革市場等の重点区域と重点地点において、知的財産権保護厳格管理区を設け、商標印刷、コンピュータソフト、ディスクと電子製品の販売等の業種に対し、重点的に監督・統制することを通じて、市場秩序をよりよく整頓し、有効的に商標偽称及び侵害行為を取り締った。

2008年、全国各地方税関は、有効的に法執行資源を有効的に配置し、法執行効率を高めるために、重点区域、重点ルート、重点航路において、輸出入知的財産権の侵害行為を取り締る特別行動を組織・実施し、有効的に侵害商品の輸出入を阻止し、通商港の良好な秩序を保護した。

以上